

# 境界確認申請情報閲覧事務取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、道路等境界確認事務及び公園等境界確認事務を円滑かつ効率的に執り行うため、緑政土木局路政部道路利活用課が所有する境界確認申請情報の閲覧事務について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「境界確認申請情報」とは道路等境界確認事務取扱要綱第1号様式に記載された情報並びに公園等境界確認事務取扱要綱第1号様式に記載された情報の内、申請地並びに代理人である土地家屋調査士名及び法人名をいう。
- (2)「閲覧申請者」とは境界確認申請情報の閲覧を希望する者をいう。

## (閲覧に供する境界確認申請情報)

第3条 閲覧に供する境界確認申請情報は名古屋市情報あんしん条例施行細則第28条第1項第1号に規定する機密情報が含まれていないものとする。

- 2 閲覧に供する境界確認申請情報については、年度内に1回または路政部主幹(測量)(以下「主幹」という。)が必要と認めるときに更新するものとする。

## (閲覧の方法)

第4条 閲覧申請者は、留意事項に同意したうえで、市長に境界確認申請情報閲覧申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、申請者に境界確認申請情報を閲覧させることができる。
- 3 提供情報の写しの交付は行わないものとする。ただし、法令等に基づき、官公署からの依頼があった場合はこの限りでない。
- 4 境界確認申請情報の内容に起因して損害等が生じた場合、データに誤りがあったか否かを問わず、本市は一切その責任を負わないものとする。

## (閲覧の場所)

第5条 閲覧場所は、道路利活用課東部方面境界測量係及び西部方面境界測量係とする。

## (閲覧の時間)

第6条 境界確認申請情報の閲覧時間は閉庁日を除く午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

( 閲覧申請者における情報の取り扱い )

第 7 条 閲覧申請者はこの要綱の趣旨及び社会通念に従って、閲覧によって得た情報を適正に使用しなければならない。

( 閲覧の記録 )

第 8 条 主幹は、境界確認申請情報閲覧申請書を境界確認申請情報閲覧申請書綴にて管理するものとする。

( その他 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱について必要な事項は、主幹が定める。

附 則

- 1 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 境界確認申請情報貸出事務取扱要綱は廃止する。

## 境界確認申請情報閲覧申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

閲覧申請者

住所

職業(会社名)

氏名

連絡先

下記の土地について、下記留意事項に同意し、境界確認申請情報の閲覧を申請します。

閲覧箇所	
閲覧目的	測量 境界確認 その他( )

(注) 閲覧箇所によっては存在しない場合があります。

【留意事項】 チェックを入れてください

- 境界確認申請情報の内容について説明を求めません。
- 閲覧した情報の取扱いには十分に留意します。
- 閲覧した情報によって発生した直接または間接の損失・損害等について、名古屋市は一切の責任を負わないことを認め、万一紛争等が発生したときは、閲覧申請者の責任で解決します。